

教育・保育提供区域について

1. 教育・保育提供区域について

【子ども・子育て支援法 第61条第2項】

「市町村が、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）」

【国の基本指針（案）】

・市長村は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

・地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要がある。

・提供区域は、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、基本的に共通の区域とする必要がある。

・一方、需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

※認定区分

1号認定：3－5歳児、学校教育のみの利用

2号認定：3－5歳児、保育の必要性あり

3号認定：0－2歳児、保育の必要性あり

2. 計画で定める事項

(1) 教育・保育提供区域ごとの

①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

②教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの

各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

3. 計画のイメージ

教育・保育事業

〇〇区域	1年目			2年目		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み	250人	150人	150人	250人	150人	150人
② 確保の内容	教育・保育施設	250人	100人	250人	150人	120人
	地域型保育事業		10人			20人
②-①	0人	0人	▲40人	0人	0人	▲10人

5年分を記載

※教育・保育施設 認定こども園、保育所（園）、幼稚園

※地域型保育事業 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業（〇〇区域）

放課後児童健全育成事業（学童）	1年目	2年目
① 量の見込み	1000人	1000人
② 確保の内容	800人	900人
②-①	▲200人	▲100人

5年分を記載

4. 流山市子ども・子育て会議（平成25年8月27日開催 第2回会議）

新中学校区を含む9地区で設定

（設定理由）

- ・流山市総合計画は南部・中部・北部・東部の4地区で構成
- ・上記の地区内でも中学校区によって人口にひらきがある地域（例 東部地区や中部地区）や、年齢の区分によって人口に占める割合が大きく異なっている学区（例 中部の常盤松中学校及び南部地区の南部中学校の0歳から5歳）
→既存の計画よりも地域の実情に合わせ、細分化して設定する必要がある。

5. 区域の見直しについて

- ・決定した9地区で量の確保が困難な事業がある（既存の地区では西初石中学校区の教育・保育施設の1号認定）。

・需給調整の問題 需要>供給⇒原則認可

※欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除く。

→市として必要な地域に必要な施設が整備できない可能性がある。

・中学校区での区域設定の場合、地域の実情に応じたきめ細やかな施策がたてられる一方、区域外の利用者（幼稚園、送迎保育ステーションの利用者）もいるため、設定された区域が小さいと区域内のニーズと利用実態が合わない可能性がある。

→区域を見直し、行政区の4地区で再設定してはどうか。

なお、おおたかの森地区や南流山地区については、人口集中状況等の事情を考慮し、別途検討することとしたい。